

東京大学課長・事務長・チーフエキスパート候補者選考要項

〔平成16年12月22日〕
総長裁定

改正 平成17年11月25日

改正 平成18年11月13日

改正 平成19年12月4日

改正 平成22年3月30日

改正 平成30年10月25日

改正 令和2年9月24日

(趣旨)

第1 この要項は、東京大学における課長・事務長・チーフエキスパート候補者（以下「候補者」という。）の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(候補者の募集)

第2 候補者の募集は公募とする。

(候補者の有効期間)

第3 候補者の有効期間は3年間とする。

(候補者の選考)

第4 候補者の選考は、書類審査及び面接の結果により行う。

(登用)

第5 選考された候補者は順次東京大学の課長、事務長及びチーフエキスパートに登用する。また、関東・甲信越地区内又はそれ以外の地区における他国立大学法人等から要請があった場合には、候補者の希望を確認のうえ、選考された候補者の中から推薦を行うものとする。

(庶務)

第6 庶務は、本部人材育成課において処理する。

附 則

この要項は、平成16年12月22日から施行する。

附 則

「東京大学課長・事務長候補者選考要項」（平成16年1月22日事務局長裁定）により選考された候補者は、本要項により選考された候補者とみなす。

附 則

この要項は、平成17年11月25日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年11月13日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年12月4日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この裁定は、平成30年10月26日から実施する。

2 改正前の東京大学課長・事務長候補者選考要項により選考された候補者は、本要項により選考された候補者とみなす。

附 則

- 1 この裁定は、令和2年9月24日から実施する。
- 2 この裁定の実施日において、現に候補者である者の有効期間については、なお従前の例による。